

社会福祉法人 幸済会 役員報酬等支給基準
(定款より抜粋)

(評議員の報酬等)

第八条 評議員の報酬については、各年度の総額が5万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(役員報酬等)

第二十一条 理事及び監事に対して評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。